

平成30年5月8日

平成30年度 印旛地区教育研究会 音楽研究部

成田市中央公民館

総 会 次 第

- 1) 開会のことば
- 2) 部長挨拶
- 3) 議長選出・書記任命
- 4) 報 告
 - 報告1 平成29年度事業報告
 - 報告2 平成29年度決算報告
- 5) 議 事
 - 議事1 平成29年度事業報告並びに決算の承認について
 - 議事2 平成30年度行事計画並びに予算案について
 - 議事3 平成30年度研究主題について
 - 議事4 平成30年度役員選出について
- 6) 新旧役員挨拶
- 7) 各部会役員紹介
- 8) 初任者・他研究部・他地区からの転任者紹介
- 9) 諸連絡
- 10) 閉会のことば
 - 各部会打ち合わせ
 - 新役員顔合わせ

【平成 29 年度事業報告】

①研究部総会 (H29. 5. 9 火)

- ・会 場 成田中央公民館
- ・内 容 役員改選・研究主題および仮説について

②学習指導法研修会 (H29. 6. 28 水)

- ・会 場 佐倉市立上志津小学校
- ・授業者 栗和田知子教諭
- ・題 材 「せんりつのかげ合いや重なりのおもしろさを感じとって演奏したり聴いたりしよう。」
- ・講 師 佐藤 日呂志 先生 (元千葉県教育研究会音楽教育部会副会長)

③夏季実技研修会 (H29. 8. 22 火)

- ・会 場 成田中央公民館
- ・内 容 午前：合唱を楽しむ！
～アクティビティを取り入れたウォームアップ、発声指導、曲の指導～
午後：音楽の学び・音程感覚の育成その 2～歌唱授業における実践指導法～
- ・講 師 午前：沖 藍子 先生 (四街道少年少女合唱団指揮者)
午後：戸谷登貴子 先生 (佐倉ジュニア合唱団指揮者)

④教研集会 (H29. 8. 23 水)

- ・会 場 成田中央公民館
- ・講 師 濱田 素子 先生 (千葉県教育庁 北総教育事務所指導主事)

⑤第 70 回印旛地区小中学校音楽発表会

- ・小学校 (H29. 11. 22) 会場・・・成田国際文化会館
講師・・・前船橋市立塚田小学校
校長 大槻 秀一 先生
- ・中学校 (H29. 11. 22) 会場・・・四街道市文化センター
講師・・・元千葉県教育研究会音楽教育部会
副会長 佐藤 日呂志

⑥教材研究発表会 (H30. 1. 19 金)

- ・教 材 「ひとりぼっち」 「春に」
- ・会 場 千葉県教育会館
- ・指揮・伴奏・・・(指揮) 赤坂 典子 先生 (伴奏) 星 彩子先生
- ・練習会・・・29年12月11日(月) 印旛教育会館
29年12月19日(火) 印旛教育会館
30年 1月16日(火) 印旛教育会館
- ・当日参加人数・・・49名 ※次年度は1部会

【広報活動】 広報誌「ひびき」を10月と3月に発行

報告 2

平成 29 年度決算報告

○収入の部		359,000円	
(内訳)	・研究部費	359,000円	
○支出の部		359,000円	
(内訳)	・謝金	70,000円	
	・小中音楽発表会	会場費	232,100円
		諸経費	2,866円
	・学習指導法研修会	1,740円	
	・実技研修会諸経費	3,439円	
	・教研集会諸経費	1,000円	
	・教材研究発表会諸経費	0円	
	・通信費	7,506円	
	・資料費 (賞状印刷・用紙・文具・他)	38,946円	
	・各専門部活動費	1,403円	
○差引残高		0円	

議事 1 平成 29 年度事業報告並びに決算の承認について

議事 2 平成 30 年度行事計画並びに予算案について

平成 30 年度の行事予定

(事務局)

	行 事 名	予 定 日	時 間	会 場
①	研究部役員会	4月27日/金	15:00～	印旛教育会館
②	印教研総会 (研究部総会)	5月 8日/火	15:20～	成田中央公民館
③	学習指導法研修会	6月27日/水	13:00～	成田市立成田中学校
④	夏季実技研修会	8月20日/月	9:00～	成田中央公民館
⑤	印教研集会	8月28日/火	9:00～	未定
⑥	研究部役員会	10月10日/水	15:00～	印旛教育会館
⑦	第71回小中学校音楽発表会(小)	11月21日/水	9:00～	成田国際文化会館
	” (中)	11月21日/水	9:00～	四街道市文化センター
⑧	教材研究発表会(1部会)	1月18日/金	13:00～	千葉県教育会館大ホール
⑨	研究部役員会	2月13日/水	15:00～	印旛教育会館

(12月～1月 教材研究発表会のための練習会…3回)

平成30年度予算案

○収入の部		359,000円	
(内訳)	・研究部費	359,000円	
○支出の部		359,000円	
(内訳)	・謝金	40,000円	
	・小中音楽発表会	会場費	240,000円
		諸経費	6,000円
	・学習指導法研修会	6,000円	
	・実技研修会諸経費	7,000円	
	・教研集会諸経費	5,000円	
	・教材研究発表会諸経費	5,000円	
	・通信費	10,000円	
	・資料費 (賞状印刷・用紙・文具・他)	36,000円	
	・各専門部活動費	4,000円	
○差引残高		0円	

議事3 平成30年度研究主題 (別紙)

議事4 平成30年度研究部役員について (別紙)

【確認事項】

①小中音楽発表会について

各部会	音楽発表会	日程	会場	
1部会	11/8 (木)	中学校の部	11/9 (金) 小学校の部	佐倉市民音楽ホール
2部会	10/24 (水)	小学校の部	11/9 (金) 中学校の部	成田国際文化会館
3部会	10/24 (水)	25 (木) 26 (金)	印西市の部	印西市文化ホール
	11/7 (水)	白井市の部		白井市文化会館
4部会	11/7 (水)			実住小学校
5部会	11/9 (金)			四街道市文化センター

音楽発表会の出場校数 (小学校)

	1部会	2部会	3部会	4部会	5部会
合唱	6	9	6	1	3
合奏	3	4	4	2	1
計	9	13	10	3	4

音楽発表会の出場校数 (中学校)

	1部会	2部会	3部会	4部会	5部会
合唱	2	2	2	1	1
合奏	3	4	3	1	1
計	5	6	5	2	2

○指揮者は原則として部会発表会演奏と同じ者とする。

②研修関係について

[29年度以降のローテーション]

	教研集会提案	学習指導法研修会	教材研
平成29年度	2・3・4 or ⑤	1	④ or 5
平成30年度	1・3・④ or 5	2	1
平成31年度	1・2・4 or ⑤	3	2
平成32年度	1・2・3	④ or 5	3
平成33年度	2・3・④ or 5	1	4 or ⑤
平成34年度	1・3・4 or ⑤	2	1

[教研集会]

- 提案者 1部会：東（根郷小） 3部会：（白井市全小学校） 4部会：赤坂（八街北中）
- 紙上提案 1部会：廣川（白井西中） 2部会：神成（安食台小） 5部会：田中（吉田小）
- 司会 2部会
- 記録（「印旛の教育」執筆者） 2部会

※記録の方は「印旛の原稿」の執筆をしていただきます。

※本提案は、2年間の研究でお願いします。

※中間発表＜紙上提案＞は、研究主題・研究仮説・研究内容・研究計画（質疑応答）など10分程度の提案を行います。

[教材研究発表会]

担当 1部会

印旛地区教育研究会音楽研究部会則

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この会は印旛地区教育研究会音楽研究部といい、事務局を事務局長の所属する学校に置く。

(構成)

第2条 この会は印旛郡、佐倉市、成田市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市内の小中学校教職員のうち、音楽研究部に登録された教職員、およびこの会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

(目的)

第3条 この会は会員の自主的な研修を進め、音楽科指導者としての指導力ならびに資質の向上と、印旛郡市小・中学校音楽教育の振興に寄与し、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(内容)

第4条 この会は第3条の目的を達成するため、次のことを行う。

- 1, 教職員の研究に関すること。
- 2, 児童生徒の音楽性の向上に関すること。
- 3, 各種音楽教育団体との連絡提携に関すること。
- 4, その他、目的達成に必要なこと。

第 2 章 役 員

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

部 長	1 名
副部長	1～3名
幹 事	5～6名
理 事	若干名
事務局長	1 名
事務局次長	1 名

(役員の仕事)

第6条 各役員は次の職務にあたる。

- ・部長は会を代表し、会務を総括する。
- ・副部長は部長を補佐し、部長事故ある時はその職務を代行する。
- ・幹事は班長を兼ね、部長・副部長を補佐し、会全般の運営にあたる。
- ・理事は各班に所属し、理事会を組織し会務を議決し執行する。
- ・事務局長は庶務、会計その他必要な事務を処理する。
- ・事務局次長は、事務局長を補佐する。

(役員を選出)

第7条 役員を選出は次による。

部長、副部長、幹事、事務局長、事務局次長は、理事会で選考委員会を組織し候補者を選考し、総会で承認を得て決定する。

理事は、各部会よりの選出役員をもってあてる。

(任期)

第8条 役員の仕事は1年とする。ただし再任を妨げない。

(参加・顧問)

第9条 この会に参加、顧問をおくことができる。

参加、顧問は会長が委嘱し、必要により各種会議に出席し意見を述べることができる。

第 3 章 機 関

第10条 この会に次の機関をおく。

総会 理事会 幹事会

(総会)

第11条 総会は年1回開催し、事業・予算・役員選出等の審議、決算の承認および会則の改廃、そ

の他重要事項について議決する。ただし、必要のある時は臨時に開催することができる。

(理事会)

第12条 理事会は総会に次ぐ議決機関で、部長・副部長・幹事・事務局長・事務局次長及び各部会選出の役員(理事)をもって構成し、毎学期1回開催する。ただし必要に応じて臨時に開催することができる。

(幹事会)

第13条 幹事会は部長・副部長・幹事・事務局長・事務局次長をもって構成し、この会の目的遂行に必要な事項についての協議のため、部長が必要により招集する。

(議決要件)

第14条 会議は構成員の2分の1以上の出席によって成立し、議決は出席現員の過半数とする。

第4章 研究組織

(委員会・班)

第15条 この会に次の委員会をおく。

研修委員会 行事委員会 広報委員会

第15条の2 委員会内に次の班をおく。

(研修委員会) 印教研班 実技研班 教材研究発表会班

(行事委員会) 小学校音楽会班 中学校音楽会班

(広報委員会) 広報班

(委員会役員)

第16条 委員会・班に次の役員をおく。

委員長 1名(副部長が兼ねる)

班長 若干名(幹事が兼ねる)

(委員会役員の任務)

第17条 委員長は委員会を統括し、これを代表する。

班長は委員長を補佐し、班を統括する。

(委員会および班の活動内容)

第18条 各委員会および班の内容は次のとおりとする。

・研修委員会 (印教研班) 教育研究集会の運営に関すること。
外部提案への指導。

(実技研班) 学習指導研修会の運営。

(教材研究発表会班) 教材研究発表会の運営

・行事委員会 音楽発表会の立案、実施に関すること。

・広報委員会 (広報班) 「印旛音研だより」の発行に関すること。

(委員会役員の任期)

第19条 委員会役員の任期は、この会の役員の任期に準じる。

第5章 会計

(経費)

第20条 この会の経費は、研究部費をもってあて、その経理は事務局において行う。

(会計年度)

第21条 この会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 付則

- ・この会の会則は、平成7年5月12日から施行する。
- ・第2条 平成8年5月15日、一部改正(市政施行により印西市)
- ・第2条 平成13年5月15日、一部改正(市政施行により白井市)
- ・第2条 平成14年5月10日、一部改正(市制施行により富里市)
- ・第5条 平成19年5月9日、平成21年5月7日、平成22年5月7日一部改正
- ・第5、6、7、13、15、16、17、18、19条 平成23年5月10日一部改正(組織改編)

音楽の美しさを聴き取ろう 感じ取ろう そして伝え合おう

～音楽的な見方・考え方を働かせ、

音や音楽と豊かに関わる資質・能力を育成するための授業づくり～

【研究主題について】

「音楽の美しさを聴き取ろう 感じ取ろう そして伝え合おう」を研究主題とし、**音楽的な見方・考え方を働かせる**ことで、音や音楽と豊かに関わる資質・能力を育成するための授業づくりを研究することとする。

各領域の指導項目と〔共通事項〕で示している指導内容ア、イとの関連を図ること、知覚と感受の関わりを捉えられるようにすることを大切に、音楽の学習の特性を生かした、「思考力、判断力、表現力等」を育成する。また、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図りながら、協働して音楽活動することの楽しさや音楽を味わって聴くことのよさなどを子供たちが実感できるようにする。本研究部では、児童生徒一人一人が感性を働かせ楽しく音楽に関わり、音楽を学習する喜びを体得している姿をめざし本研究主題を設定する。

<研究を進めるにあたり大切にしていきたい内容>

※新学習指導要領の移行期間としてポイントを捉えて研究を進める。

1 指導計画

教材研究：指導者が、曲のよさや面白さ等、曲の特徴を〔共通事項〕と関連させて理解することができる。

指導のねらい：各領域の指導項目と〔共通事項〕で示している指導内容ア、イとの関連を図り学習目標を焦点化させ、明確にすることができる。

主体的・対話的で深い学び：必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の場面を、どこに、どのように設定するかといった視点で考え、多様な学習活動を組み合わせさせて指導計画を組み立てる。

道徳科の指導との関連：音楽科の年間指導計画の作成などに際して、道徳教育の全体計画との関連、指導の内容及び時期等に配慮し、両者が相互に効果を高め合うようにすることが大切である。

2 【共通事項】における知覚と感受との関わり：

〔共通事項〕は、歌唱、器楽、創作（音楽づくり）、鑑賞の学習を支えるものとして位置付けられる。

【共通事項】アを「音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じ、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること」と示し、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な「**思考力、判断力、表現力等**」に関わる資質・能力として位置付ける。

【共通事項】イを「音楽を形づくっている要素とそれらの働きを表す用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解する」と示し、表現及び鑑賞の活動において共通に必要な「**知識**」に関わる資質・能力として位置付ける。

- 3 **音楽的な見方・考え方**：「音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や文化などと関連付けること」と考える。

音楽科の目標において、表現及び鑑賞の活動を通して、**音楽的な見方・考え方**を働かせた学習活動によって、(1)「**知識及び技能**」、(2)「**思考力、判断力、表現力等**」、(3)「**学びに向かう力、人間性等**」に関する資質・能力の育成を目指すことを示している。

- 4 **子供の一人一人の発達をどのように支援するか**：障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

例えば、音楽科における配慮として、次のようなものが考えられる。

- ・音楽を形づくっている要素（リズム、速度、旋律、強弱、反復等）の聴き取りが難しい場合は、要素に着目しやすくなるよう、音楽に合わせて一緒に拍を打ったり体を動かしたりするなどして、要素の表れ方を視覚化、動作化するなどの配慮をする。なお、動作化する際は、決められた動きのパターンを習得するような活動にならないよう留意する。
- ・多くの声部が並列している楽譜など、情報量が多く、自分がどこに注目したらよいのか混乱しやすい場合は、拡大楽譜などを用いて声部を色分けしたり、リズムや旋律を部分的に取り出してカードにしたりするなど、視覚的に情報を整理するなどの配慮をする。

※実際の指導場面では、個々の児童の困難さに応じて、児童の心理面などにも配慮しつつ、適切かつ臨機応変に指導を講じることが求められる。

音楽科学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）より

<小学校音楽科の目標>

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

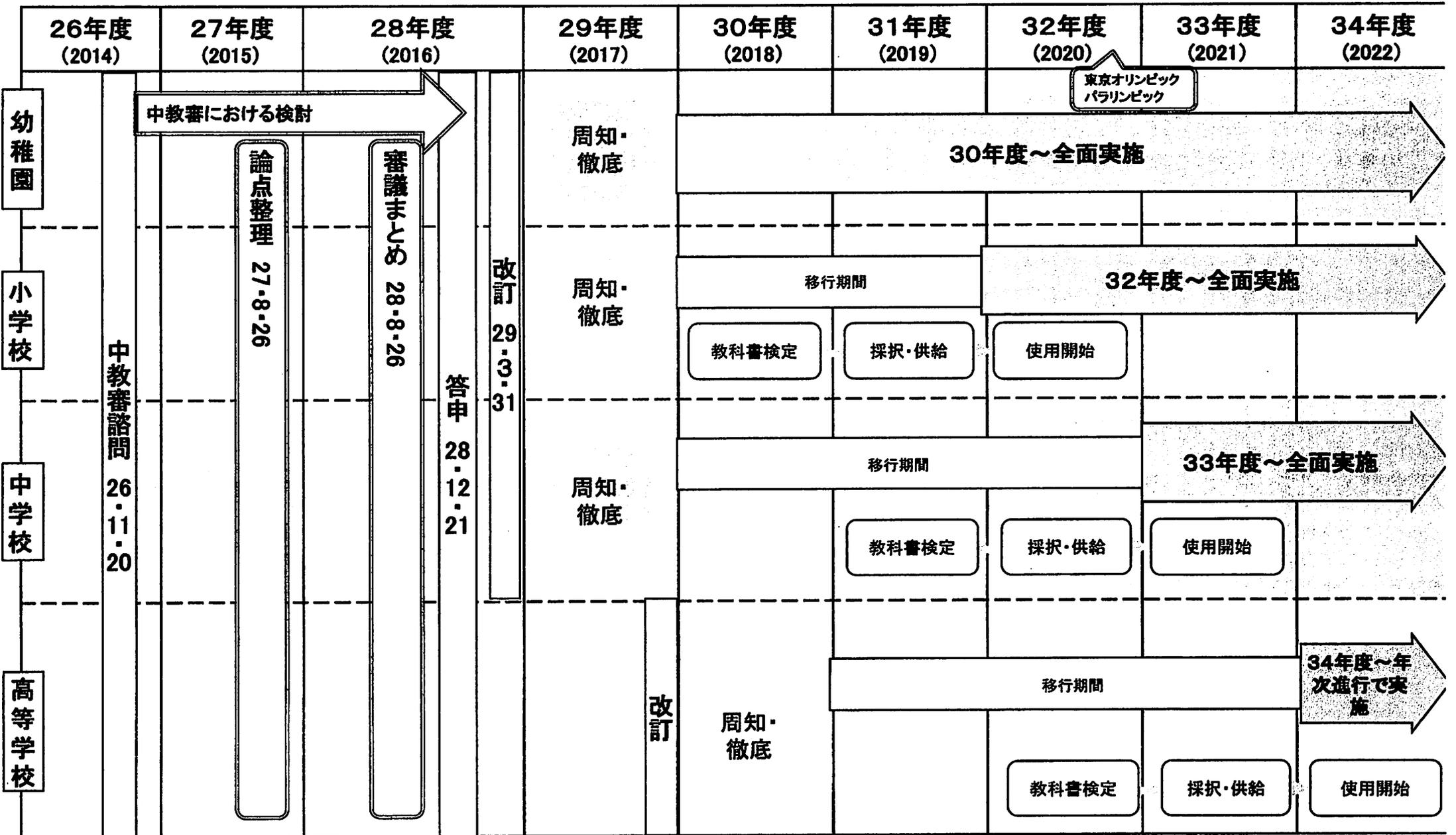
- (1) 曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽表現を工夫することや、音楽を味わって聴くことができるようにする。
- (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。

<中学校音楽科の目標>

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

- (1) 曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。
- (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情を育むとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。

今後の学習指導要領改訂に関するスケジュール（現時点の進捗を元にしたイメージ）



特別支援学校学習指導要領(幼稚部及び小学部・中学部)についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。特別支援学校学習指導要領(高等部)についても、高等学校学習指導要領と一体的に改訂を進める。